

試用ユーザー使用許諾契約書

本試用ユーザー使用許諾契約（以下「EULA」という）により使用を許諾する画像プロダクトは、試用ユーザーが当社と別途契約を締結していない限り、EULAに定める条件に基づいて提供されます。試用ユーザーは、画像プロダクトを使用することによりEULAの条件に法的に拘束されることを認識し、これに同意したことになります。

第1条（定義）

1. 画像プロダクト 「画像プロダクト」とは、当社人工衛星GRUSが取得した画像をいいます。
2. Value Added Products (略称「VAP」) 「Value Added Products」(以下、「VAP」という)とは、画像プロダクトに基づいて開発・加工・分析・編集・統合等（以下、「加工等」という。）して得た情報のうち、画像プロダクトのピクセルデータを含んでおり、画像プロダクトと同等な状態に復元可能なものをいいます。
3. デリバティブワーク 「デリバティブワーク」とは、画像プロダクトを加工等して得た情報のうち、画像プロダクトのピクセルデータを含んでおらず、画像プロダクトと同等の状態に復元不可能なものをいいます。
4. ピクセルデータ 「ピクセルデータ」とは、画像プロダクトが有する衛星画像1画素単位で保有するデジタルデータをいいます。
5. 派生情報 「派生情報」とは、試用ユーザーが画像プロダクトを使用あるいは加工等することによって生じた情報（デリバティブワーク及びVAPを含むがこれに限られない）をいいます。
6. 派生知的財産 「派生知的財産権」とは、画像プロダクトを試用ユーザーが使用あるいは加工等することによって生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権をいいます。
7. 試用ユーザー 「試用ユーザー」とは、契約の有無、対価の支払いの有無を問わず、画像プロダクトの使用・開発・加工・分析・編集・統合等（以下、「使用等」という。）を評価目的のためだけに行う下記組織（組織に所属する従業員を含む）又は個人をいいます。
 1. 株式会社、財団法人、NPOといった民間が設立した法人（法人格に基づいて同一性を判断する）
 2. 政府が当該国の法令に基づいて設置した政府機関及び外郭団体
 3. 事業を行う個人（前各号の職員を除く）
 4. 第2条により画像プロダクトの共有が許諾された場合の別組織の法人又は個人
 5. 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に定める学校
 6. 外国において前号の法令に相当する法令に基づいて設立された教育機関
 7. 前二号に準じるものとして、当社が認めた教育機関
 8. 前三号に定める機関に所属する職員及び学生生徒

第2条（ライセンス許諾）

EULAに従うことを条件として、当社は、試用ユーザーに対し、本EULAの有効期間中、画像プロダクトについて試用ユーザーが所属する組織内における内部評価のために次条の「許諾される使用」の規定に従い、世界全域で有効な、非独占的かつ譲渡及び再許諾不可能なライセンスを許諾します。

第3条 (許諾される使用)

試用ユーザーは、画像プロダクト及び派生情報に関して、次の各号で示される行為を行うことができます。

1. 当社に対して申告し、当社が同意した内部評価用途（以下「本用途」といいます）のみのための画像プロダクトの使用、複製又は自己が管理する情報端末での保管。
2. 本用途の範囲内での試用ユーザー自身によるVAP及びデリバティブワークの生成。

第4条 (禁止事項)

試用ユーザーは、次の各号の行為を行うことができません。

1. 画像プロダクト又はVAP、デリバティブワークを第三者に対して販売、賃貸、貸与、譲渡、頒布、再許諾又は付与すること
2. 画像プロダクトに含まれる著作権表示又は商標説明等を変更又は削除すること
3. 競合分析の枠組みで画像プロダクトを使用等すること(ベンチマークを含むがこれに限られない)
4. 第三者に対し、画像プロダクト又はVAPを独立したファイルとして使用等させること
5. 画像プロダクトの電子的フォーマットを改変し、プロダクトを削除あるいは回避すること
6. 画像プロダクトに対しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル改変その他の方法により、アルゴリズム、ソースコード、データベース又はデータ構造を解析すること
7. 本用途以外の用途に画像プロダクトを使用等すること

第5条 (画像プロダクトの知的財産権)

1. 画像プロダクトは、日本の著作権法等の知的財産関連法令及びこれに関連する国際条約によって保護され、その知的財産権を含む一切の権利は当社に帰属します。
2. 試用ユーザーが、画像プロダクト及びVAPを本用途のために使用等する場合には、当社の社名入りロゴ又は、著作権表示(「©Axelspace」)を行わなければなりません。

第6条 (派生情報及び派生知的財産権)

1. 派生情報について、試用ユーザーは当社から許可された用途の範囲内でその使用権限を有する。
2. 試用ユーザーは、当社の業務の遂行上必要な範囲内において、当社が派生情報を無償で利用することを許諾する。

3. 派生知的財産権は、試用ユーザーに帰属するが、試用ユーザーは、当社の業務の遂行上必要な範囲内において、当社が派生知的財産権を無償で利用することを許諾し、かつ、著作権人格権を行使しない。
4. 派生情報及び派生知的財産権に関する当社の利用条件の詳細については、当社と試用ユーザーとの間で別途協議の上、決定する。

第7条 (フィードバック)

試用ユーザーが、画像プロダクトの使用に関して、フィードバックを当社に提供する場合、フィードバックに関する全ての権利、権限を取消不可能な状態で当社に譲渡するものとし、当社は何らの義務なくフィードバックを使用することができます。

第8条 (秘密保持)

試用ユーザーは、当社が秘密として取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密として取り扱うものとします。

第9条 (保証の否認及び免責)

画像プロダクトは、「現状有姿」で提供されます。当社は、商品性、空間的・スペクトル的・時間的精度の観点での品質の十分性、特定目的への適合性、正確性及び第三者の権利の非侵害に関し、明示的又は黙示的を問わず、一切保証しません。

第10条 (画像プロダクトに関して生じた紛争についての対応責任)

1. 当社は、試用ユーザーによる画像プロダクトの使用等に起因する一切の法的紛争に関し一切責任を負いません
2. 試用ユーザーは、画像プロダクトの使用等に起因して、第三者との間で法的紛争が生じた場合、又は第三者から法的請求を受けた場合（以下「紛争等」といいます）、直ちに当社に対して通知してください。試用ユーザーは自らの責任及び費用負担において、当該紛争等を解決するものとします。
3. 試用ユーザーは、前項に定める紛争等に起因又は関連して当社が損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含む）を被った場合（ただし、当該紛争等が当社の帰責事由に基づく場合を除く）、当社に対して、当該損害等を補償するものとします。

第11条 (輸出管理)

試用ユーザーは、日本国の外国為替及び外国貿易法、米国商務省の輸出管理規則をはじめとして適用される輸出・再輸出管理法規を遵守し、また当社がこれらを遵守するのに協力することに同意する。試用ユーザーは画像プロダクト及び当社から入手した技術情報を、輸出・再輸出管理法規が禁止する国・地域又は団体・国籍者に対し、直接・間接を問わず、輸出・再輸出・移転・処分を行わないことを誓約する。

第12条 (不可抗力)

当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、その他の不可抗力、停電、通信設備等の事故、法定定期修理等によるサービスの提供の停止、又は緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他当社の責めに帰することができない事由によるEULAに基づく債務の履行遅滞若しくは履行不能については責任を負いません。

第13条 (損害賠償)

EULAの履行に関し、試用ユーザーの責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合、試用ユーザーは、当社に生じたすべての損失、損害、費用(弁護士費用等紛争解決費用を含みます)を当社に対して賠償して頂きます。

第14条 (解約)

1. 試用ユーザーがEULAを解約することを希望するときは、当社に対して、あらかじめ7日前(暦上の日数をいう。特に断りがない限り以下に同じ)までその旨を通知しなければなりません。この場合において、EULAは、当該期間の満了をもって終了します。
2. 当社が、画像プロダクトの提供が困難となるやむを得ない事情が生じたとき、すべての試用ユーザーに対する画像プロダクトの提供を終了することができます。この場合において、当社は、すべての試用ユーザーに対し、速やかにその旨を通知し、通知の到達によりEULAは終了します。

第15条 (解除)

1. 当社又は試用ユーザーは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、何らの催告なしに直ちにEULAの全部又は一部を解除することができます。
 1. EULAのいずれかの条項の違反又は背信行為があった場合
 2. 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 3. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 4. 公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. その他前各号に準ずるようなEULAを継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 当社又は試用ユーザーは、相手方がEULAのいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、EULAの全部又は一部を解除することができます。
3. 試用ユーザーが画像プロダクトを不正に使用した場合、又はEULAに違反した場合、当社は、EULAの解除あるいは損害賠償請求を含む法的手段を取ることに加えて、あるいは当該法的手段を取ることに代えて、以下の各号の手段のうちの1つ又は複数の手段をとることができる。
 1. 試用ユーザーによる画像プロダクトの使用等を禁止すること
 2. 試用ユーザーに画像プロダクトの使用等に適切な追加料金を請求すること

3. 試用ユーザーの費用負担による監査の実施

第16条 (有効期間)

EULAは画像プロダクト提供後30日間で自動的に終了します。試用ユーザーが希望する場合、当社と合意した期間に限り延長することができます。

第17条 (契約終了時の措置)

その終了の事由を問わず、EULAが終了した場合、試用ユーザーは、当社の指示に従って、画像プロダクト（複製物及び改変物を含む。）及び派生情報が記録された媒体を破棄もしくは当社に返還し、また、試用ユーザーが管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、当社は試用ユーザーに対し、画像プロダクト（複製物及び改変物を含む。）の破棄又は削除について、証明する文書の提出を求めることができる。

第18条 (EULAの変更)

1. 当社は、試用ユーザーの事前の承諾を得ることなく、EULAを随時変更できるものとし、EULA変更後の画像プロダクトの提供条件は変更後のEULAに従うものとし、
2. 当社が、前項の変更を行う場合には、14日以上予告期間を置いて、変更後のEULAの内容を試用ユーザーに通知、あるいは当社アクセルグローブプラットフォーム上 (<https://www.axelglobe.com/ja/sitemap>) に表示するものとし、但し、変更が軽微である場合、緊急の必要性がある場合には当該通知を省略し、あるいは予告期間を短縮できるものとし、

第19条 (契約上の地位の譲渡)

試用ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、EULAに基づく契約上の地位を第三者に承継させ、又はEULAから生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供することができません。

第20条 (分離可能性)

EULAのいずれかの条項が法的に無効又は法的強制力がないと判断された場合においても、EULAのそれ以外の条項は引き続き有効かつ強制力を有するものとする。

第21条 (権利不放弃)

すべての権利の放棄は明示的に書面で行う必要があります。EULAの当事者の一方が、相手方による本契約の義務の履行を要求せず、又は要求が遅れたとしても、このことは、その後当該義務又は他の義務の履行を要求する権利を放棄したものとはみなされません。

第22条 (存続条項)

本EULA第6条(派生情報及び派生知的財産権)、第7条(フィードバック)、第8条(秘密保持)、第9条(保証の否認及び免責)、第10条(画像プロダクトに関して生じた紛争についての対応責任)、第13条(損害賠償)、第17条(契約終了時の措置)、第19条(契約上の地位の譲渡)、第20条(分離可能性)、第21条(権利不放棄)、第23条(準拠法及び紛争解決)及び本条はEULAが終了した後も有効に存続します。

第23条 (準拠法及び紛争解決)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本EULAに関して紛争が生じた場合には、日本国東京地方裁判所を専属的合意管轄とします。

2021年6月16日 制定

2021年7月29日 改訂

2024年3月22日 改訂